

道央廃棄物処理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則

(平成26年4月1日規則第10号)

道央廃棄物処理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成26年道央廃棄物処理組合条例第9号）の施行に関し、別に定めるもののほか必要な事項については、千歳市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成6年千歳市規則第61号）の規定を準用する。この場合において、同規則の規定中「市」とあるのは「道央廃棄物処理組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。